公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１１号
秋田県潟上市天王字追分西98番地23
債務者　保坂　秀人
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２号
秋田県潟上市天王字追分西98番地23
債務者　保坂　晶子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
秋田県由利本荘市中帳字戸沢151番地
債務者　工藤　竜介
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３９号
石川県羽咋郡志賀町富来地頭町６の205番地、従前の住所中国　上海、従前の居所金沢市広岡２―13―16　ジルエットヴィラ３―Ｃ号室
債務者　金谷　　賢
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第６０号
福井県敦賀市公文名４号16番地
債務者　武島　沙智
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第５５９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―713号
債務者　今西美和子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―713号
債務者　泰地　宏和
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目20番６号
債務者　長野　久子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県揖保郡太子町鵤1029番地１アルメールM203号室
債務者　山嵜ひろみ
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第６９号
福岡県田川市大字夏吉194番地205
債務者　平原　直喜
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第８２号
佐賀県唐津市鎮西町中野6071番地５　第２ハイツ大潮
債務者　谷口　　恵
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第８３号
佐賀県唐津市神田1915番地10
債務者　熊谷　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３２６号
大分市政所１丁目４番47号　ベルエール大在208
債務者　阿部　健二
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４１号
大分県別府市大字内竈3533番地の108
債務者　清水　敦子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
宮崎市橘通東５丁目７番５号　サンライズ橘402号
債務者　河野　裕美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９０号
宮崎市大字島之内11000番地　県営住宅１棟14号、前住所宮崎市大字島之内9297番地１ミニヨンフィオーレⅠ―203号
債務者　野間　　樹
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係